

令和４年１２月２０日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和4年度北塩原村農業委員会総会（12月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和4年12月20日（火）午後4時00分～4時58分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	小椋隆子	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	欠
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	欠
〃	—	五十嵐好則	欠
〃	—	安部嘉久	欠
〃	—	柏谷孝雄	欠
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員6名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

4. 欠席委員

農業委員 4番 二瓶 睦夫

推進委員 佐藤 誠一、 五十嵐 好則、 安部 嘉久、 柏谷 孝雄

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 提出議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(所有権移転 下吉地区 3件)

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 佐藤 博

事務局 班長 渡部 達也

事務局 主事 穴戸 開

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和4年度北塩原村農業委員会定例総会12月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 (7番 星 源嗣)

(挨 拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中2名にも出席いただいております。なお、推進委員の佐藤 誠一 委員、五十嵐 好則 委員、安部 嘉久 委員、柏谷 孝雄 委員からは欠

席する旨の届出がありました。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、3番、岩田 多吉 委員、5番、蓮沼 喜久雄 委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

(事務局報告)

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは、議事に入ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。今月は3件ございます。それでは、議案第1号について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

はい。本日、議案第1号、番号1～3番までございますが、同一申請者の案件となりますため、一括で説明を行います。

それでは、提出議案の3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。次の農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を求めるものでございます。

番号1番、

1. 申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇 〇さん、74歳、〇〇字〇〇の方、譲受人は、〇〇 〇〇さん、74歳、〇〇字〇〇の方でございます。

2、申請する農地の所在地及び面積は、大字〇〇字〇〇8番2、地目は田、面積は546㎡、以上1筆、合計546㎡でございます。

3、権利を設定しようとする事由については譲渡人が、耕作不便・低生産地のため、譲受人は経営規模拡大のためでございます。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は永年。土地の対価は、191,100円でございます。

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、資料6、7ページをご確認願います。

続いて、4 ページをご覧ください。番号 2 番、

1. 申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇 〇さん、75 歳、〇〇字〇〇の方、譲受人は、番号 1 番と同じで〇〇 〇〇さんでございます。
 2. 申請する農地の所在地及び面積は、大字〇〇字〇〇 8 番 3、地目は田、面積は 246 m²、以上 1 筆、合計 246 m²でございます。
 3. 権利を設定しようとする事由については譲渡人が、高齢化による経営縮小、譲受人は経営規模拡大のためでございます。
 4. 権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は永年。土地の対価は、86,100 円でございます。
 5. 権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。
- 申請地位置図、申請箇所図につきましては、資料 6、7 ページをご確認願います。

続いて、5 ページをご覧ください。番号 3 番、

1. 申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇 〇〇さん、83 歳、〇〇字〇〇の方、譲受人は、番号 1 番と同じで〇〇 〇〇さんでございます。
2. 申請する農地の所在地及び面積は、大字〇〇字〇〇 8 番 4、地目は田、面積は 164 m²、以上 1 筆、合計 164 m²でございます。
3. 権利を設定しようとする事由については譲渡人が、高齢化による経営縮小、譲受人は経営規模拡大のためでございます。
4. 権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は永年。土地の対価は、57,400 円でございます。
5. 権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりで

ございます。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、資料 6、7 ページをご確認願います。

以上、地元農業委員の意見としまして、中川 博之 委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

また、農地法第 3 条第 2 項各号の判断については、許可要件を満たしていると考えますので申し添えます。

上記のとおり提出いたします。令和 4 年 1 2 月 2 0 日提出、北塩原村農業委員会 会長 星源嗣。

以上で議案第 1 号、番号 1 から 3 番の所有権移転について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2 番、中川 博之 委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○2 番 中川 博之 委員

先日、〇〇 〇さん、〇〇 〇さん、〇〇 〇〇さんの息子の〇〇 〇さん、申請人の〇〇 〇〇さんと話をし、合意の上での契約であることを確認しました。もともと、作付けされていなかった場所なので、申請人がまとめて作付けするということであれば、遊休農地の解消にもなり良いことであるため許可相当と判断しました。

○議長

ありがとうございました。本件に関してご意見やご質問はございませんか。

○3 番 岩田 多吉 委員

申請地 3 筆は隣接しているが、これはすべて畦畔付きなの。

○2 番 中川 博之 委員

現状は申請地 3 筆が 1 枚になっていて、畦畔はありません。

○3 番 岩田 多吉 委員

申請地の隣の筆も買えば、一体的に作付けできそうだが買わないの？

○2番 中川 博之 委員

申請人もまとめて買いたかったそうですが、今は別の方に作付けを依頼しており売買はできないということで、今回はこの3筆の申請になりました。

○議長

その他ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1から3番の所有権移転について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○局長

ありがとうございました。その他になりますが、事務局から連絡事項等お願いします。

○事務局 (事務局説明)

- ・令和4年度利用状況調査結果について共有
- ・令和5年度農業委員会当初予算要求について共有

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 4年 12月 20日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 3 番 _____ (印)

議事録署名委員 5 番 _____ (印)